

令和2年1月6日

報 道 各 位

敦賀市企画政策部ふるさと創生課

令和元年台風第19号被災自治体に対する災害代理寄附の受付について

昨年10月6日の令和元年台風第19号により被災した自治体に対し、ふるさと納税制度を活用した災害代理寄附の受付を実施したところ、下記のとおり寄附がありました。

多くの方から寄せられた寄附金を被災自治体に届けることで、被災自治体が一日でも早く復興できるよう後押しします。

記

1 代理寄附を行った相手方

- (1) 茨城県水戸市 (姉妹都市・昭和40年4月30日締結)
- (2) 茨城県常陸太田市 (水戸烈士を通じてゆかりの深い自治体)

2 代理寄附の受付状況

	受付期間	件数 (件)	金額 (円)
水戸市	10月25日～12月31日	81	1,524,000
常陸太田市	10月30日～12月31日	100	2,091,000

<問合せ先>

敦賀市企画政策部ふるさと創生課

担当：山東、藤間

TEL：0770-22-8111 (内線404)

令和2年1月6日

報道各位

敦賀市市民生活部危機管理対策課

令和元年台風第19号災害義援金の送金について

このことについて、台風第19号により被災された茨城県水戸市及び常陸太田市への支援を目的に受け付けていました義援金を下記のとおり送金いたしますので、お知らせします。

被災地の一日も早い復旧復興に向け、少しでもお役に立てばと願っています。

記

- 1 義援金額 699,728円  
〔 内訳：水戸市 559,782円  
常陸太田市 139,946円 〕
- 2 送金方法 本日（1月6日）付けで各市指定口座へ振込み
- 3 その他 令和元年10月28日（月）から12月20日（金）までの間、市内5カ所に設置した義援金箱や銀行振込により市民や各種団体の皆様方からお寄せいただいた義援金を送金するものです。

【問い合わせ先】

市民生活部危機管理対策課 河端、三谷

TEL：0770-22-8166

FAX：0770-21-8682

E-mail：kikikanri@ton21.ne.jp